

各都道府県介護保険担当課（室）

各保険者介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 老健局 老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

「介護給付費請求書等の記載要領について」の
一部改正について

計3枚（本紙を除く）

Vol.338

平成25年7月19日

厚生労働省老健局老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきます
ようよろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線3949)
FAX：03-3595-4010

老老発 0719 第 1 号
平成 25 年 7 月 19 日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省老健局老人保健課長
（ 公 印 省 略 ）

「介護給付費請求書等の記載要領について」の一部改正について

今般、「原爆被爆者の介護保険等利用者負担に対する助成事業について」（平成 25 年 5 月 16 日健発第 0516 第 4 号）において、介護保険法に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び複合型サービスを利用したときの利用者負担についても介護保険等利用被爆者助成事業の助成対象とされた。

これに伴い、「介護給付費請求書等の記載要領について」（平成 13 年 11 月 16 日老老発第 31 号）を別添のとおり改正し、平成 25 年 4 月 1 日から適用することとしたので、管内市町村（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）及び国民健康保険団体連合会、関係者等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようにされたい。

「介護給付費請求書等の記載要領について」（平成13年11月16日老老発第31号）の新旧対照表

改正後								現行							
(略) 別紙 (略) 別表 2 (略)								(略) 別紙 (略) 別表 2 (略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
1 4	原爆被爆者の介護保険等利用者負担に対する助成事業について（平成十二年三月十七日健医発第四七六号厚生省保健医療局長通知）「介護の給付」	被爆者に対する介護福祉施設サービス等、地域密着型介護老人福祉施設サービス、通所介護、介護予防通所介護、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	介護福祉施設サービス、地域密着型介護老人福祉施設サービス、通所介護、介護予防通所介護、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	介護福祉施設サービス、地域密着型介護老人福祉施設サービス、通所介護、介護予防通所介護、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護	

		介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び複合型サービス				介護予防小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び複合型サービス
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

		宅介護				介護予防小規模多機能型居宅介護
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)